

# 仕様書

---

## 目的

本業務は水道法および同施行規則に基づき点検が義務づけられた水管橋等の水道施設に対して、関係法令及び技術基準等に基づき構造物の健全性を確認し、必要な維持管理措置を講じることを目的とする。

## 第1章 一般事項

1. 受託者は、点検対象となる水管橋等（以下、水管橋）について、事前に竣工図面等を確認し、水管橋ごとの構造や設計内容を把握したうえで、点検方針や内容を業務計画書として取りまとめ、監督職員の確認を得てから点検作業に着手すること。
2. 作業前には、事前に図面等で作業箇所の周辺環境を把握し、必要な図面を現場に携帯すること。
3. 点検作業中は、安全確保を最優先とし、適切な安全装備を着用し、水道施設を損傷しないよう十分に留意して作業を行うこと。
4. 河川区域、公園等において土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議のうえ、関係管理者の指示に従うこと。
5. 河川構造物、道路構造物、その他の工作物を汚損しないよう十分注意し、汚損した場合は直ちに洗浄・清掃を行い原状回復に努めること。
6. 作業終了後は、仮設物や使用機材を速やかに撤去し、作業場所の清掃を実施すること。
7. 点検作業中に異常を発見し、水道施設、交通、または周辺住民に危険を及ぼす可能性がある場合には、速やかに監督職員に報告し、指示を受けて対応すること。
8. 監督職員の指示に反して作業を継続しようとした場合、または監督職員が作業の継続が危険と判断した場合には、作業の中止指示を行う場合があります。

## 第2章 業務内容

### 2.1 業務計画書

受託者は、契約後に次の項目を含む業務計画書を作成・提出すること。

- 点検対象水管橋の状況整理（形式、管種、口径、建設年度、付属設備、支持金物等の情報）
- 現場組織体制（職務分担、緊急時対応体制）
- 工程表

### 2.2 作業内容

点検対象水管橋：22箇所

作業実施に際しては、業務委託契約の目的と主旨を踏まえて業務計画を策定し、WSP『外面塗装劣化診断評価の手引き』に基づいた目視点検を実施する。現地調査は管体・空気弁・伸縮管・橋台の状態確認や、超音波厚さ測定器による溶接部管厚測定も行う。使用機材は常時点検を行い、良好な状態を維持すること。

### 2.3 業務時間

業務実施にあたって、関係機関より作業条件が提示された場合は、それを厳守すること。

### 2.4 点検方法

目視および触診により、別表の項目に従って点検を行うこと。

### 2.5 点検上の留意事項

- 継手部、伸縮可とう管、空気弁等の漏水有無、塗装剥離や腐食状況を確認し、特に塩害の影響を受けやすい橋梁には注意すること。
- 添架形式の水管橋では振動の影響が大きいため、支持金具の状態を重点的に点検すること。
- 独立水管橋では、橋台・橋脚の傾斜、不同沈下、ひび割れ、腐食等の異常の有無を確認すること。

- 管路用地を有する橋については、フェンスや防護柵の破損、不法投棄等の異常を確認すること。
- 点検にあたり交通誘導員・橋梁点検車が必要な場合は監督員と協議をおこなうこと。また、交通誘導員・橋梁点検車等の費用については発注者・受注者協議のもと受注額の変更をおこないます。
- 道路使用等、必要な手続きについては受注者が手続きをおこなうこと。

### **第3章 成果品**

受託者は、点検完了後に以下の成果品を作成し、発注者に提出すること。

- 点検報告書 × 1部
- 点検記録表 × 1部
- 管厚測定結果 × 1部
- 上記オリジナルデータ CD
- 点検写真（編集無し）データ 管理番号ごとにフォルダを作成し提出